

令和2年5月15日

各位

有限会社おひさま
代表取締役 小林 志津子

緊急事態宣言解除に伴うお知らせ

昨夜、安倍晋三首相の記者会見があり、福島県の新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除されるとの発表がありました。

緊急事態宣言は解除となりましたが、緊急事態宣言解除後も以下の事項を守り、自分の身を守る行動、ご利用者様の身を守る行動を心掛けてください。

記

- ① 外出する際はマスクを着用し、帰宅後は速やかに手洗いうがいをする事。
- ② 3つの密(密閉・密集・密接)を避けるよう行動する事。
- ③ 新型コロナウイルスが終息したと判断されるまでは、飲食を伴う会合等は避けるようにする事。
- ④ 県外への外出の際は管理者へ報告し、許可を得る事。

3つの密の例： ・パチンコ店 ・カラオケ店 ・ゲームセンター
・屋内での運動 ・屋内での習い事 ・飲み会等夜の飲食店
等々
以上